

公認スコアボード検定基準

1. 適用範囲

本基準は、国際射撃スポーツ連盟（以下 ISSF という）が公認するクレー射撃競技種目で（一社）日本クレー射撃協会（以下本会といふ）が実施する公式大会並びに本会が公認する地方公式大会において行われるトラップ種目、スキート種目及びダブルトラップ種目等に使用するスコアボードに関する基準について規定する。

2. 検定公認するスコアボードの種類

本会の検定公認を得ようとする射撃場が設置するスコアボードは、次の3種とする。

(1) トラップ用スコアボード

トラップ用スコアボードは、トラップ種目専用射面に設置されるもので、その機能は、本会の定めるトラップ種目の競技ルールに基づき、選手、審判、観客、ピーラーから見て、命失中の結果が明確、且つ、迅速に表示され、競技進行に支障のないものでなければならない。

(2) スキート用スコアボード

スキート用スコアボードは、スキート種目専用射面に設置されるもので、その機能は、本会の定めるスキート種目の競技ルールに基づき、選手、審判、観客、ピーラーから見て、命失中の結果が明確、且つ、迅速に表示され、競技進行に支障のないものでなければならない。

(3) トラップ・ダブルトラップ兼用スコアボード

トラップ・ダブルトラップ兼用スコアボードは、トラップ・ダブルトラップ種目併用射面に設置されるもので、前項（1）に加え、ダブルトラップ種目の競技ルールに基づき、選手、審判、観客、ピーラーから見て、命失中の結果が明確、且つ、迅速に表示され、競技進行に支障がないものでなければならない。

3. スコアボードの検定基準

スコアボードは、次に掲げる機能を有していなければならない。

(1) トラップ種目、スキート種目、ダブルトラップ種目共に、電気式、手動式の何れでも良い。

(2) トラップ種目・スキート種目

1射団 6名の選手名及び所属名が表示され、1ラウンド 25個撃ち 6名によるクレー標的の命失中が明確な色彩で判別表示できるものでなければならない。

(3) ダブルトラップ種目

1射団 6名の選手名及び所属名が表示され、1ラウンド 50個撃ち 6名によるクレー標的の命失中、並びに1ラウンド 40個撃ち 6名によるクレー標的の命失中の双方に対応可能で、且つ、明確な色彩で判別表示されるものでなければならない。

4. スコアボードの設置場所

第2項に加え、太陽光の影響を受けない場所に設置されなければならない。もし、太陽光の影響を受ける場所に設置する場合には、庇等をスコアボードに取り付け、選手、審判、観客、コーラーが命失中の結果を明確に視認できるようにしなければならない。

5. スコアボードの検定公認申請及び検定検査

(1) 前2項規定の各種目用スコアボードの検定検査を希望する射撃場、またはスコアボードの製作業者或いは販売業者は、別途定める検定公認申請を本会検定委員会宛てに提出しなければならない。
なお、申請の際、スコアボードの種別、性能、価格等が明記された写真入りのカタログ或いはパンフレットと設計図面を添付しなければならない。

(2) 前号の検定公認申請が提出された場合、検定委員会は、速やかにスコアボードの検定検査を実施する。

検定検査後、検定委員会は合否の判定を書面により申請者へ通知する。また、検定検査の実施に伴い、本会検定委員会関係者の派遣費用（交通費・宿泊費等）については、申請者の負担とする。

なお、検定検査の実施にあたり、申請のあったスコアボードが設置された射撃場の責任者及び製作または販売当該業者は、検定検査に必ず立ち会わなければならない。

- (3) 検定検査に合格した場合、当該申請者は第7項に規定された検定公認料を、本会宛てに納付しなければならない。

6. 公認期間

公認期間は、スコアボードが設置された射撃場において、第2項及び第3項に定める基準を満たす稼働が可能な期間とする。

7. 検定公認料と納付

第5項第3号に示す検定公認料は、トラップ種目、スキート種目及びトラップ・ダブルトラップ種目兼用共に、1基あたり2万円とする。

8. 検定公認の取り消し等

スコアボードが設置された射撃場、またはスコアボードの製造・販売業者が、検定公認料を滞納した場合、或いは検定公認スコアボード取扱い業者として相応しくないと検定委員会が判断した場合は、当該射撃場または業者へ書面による指導・通告を行う。書面による指導・通告後、改善が見られない場合は、理事会の承認を経て検定公認を取り消すことができる。

9. 基準の改廃

本基準は、検定委員会の承認を経て改廃案を理事会へ上程し、理事会の承認を経て改廃することができる。

附 則

1. 本基準は、昭和53年4月1日より施行する。
2. 本基準は、平成5年4月1日より改正施行する。
3. 本基準は、平成29年1月25日より改正施行する。